

## 【フランス】 デジタル国家を推進する法律の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

\* 2016 年 10 月、フランスにおいて「デジタル国家のための法律」が制定された。公的情報等のオープンデータ化による利活用促進、インターネット上の個人の保護等、多岐にわたる内容である。

### 1 経緯

オランド政権は、フランスをデジタル先進国としてさらに発展させるため、新たな法的枠組みとなる包括的な法律の制定を意図し、2014 年から草案の策定を開始した。2015 年秋には草案に対する一般国民からのオンラインによる意見募集を実施し、それを踏まえた法案が 2015 年 12 月に議会に提出され、2016 年 10 月 7 日、「デジタル国家のための法律第 2016-1321 号」（注 1）として制定された。

意見募集や議会での多数の修正・追加のため「パッチワークのような法律」になったという批判、また広汎な法律名にもかかわらずデジタル国家における教育、雇用等の規定が含まれていないことに対する批判も見られる。

### 2 法律の主な内容

この法律は全 4 章 113 か条から成る。以下、主要な 3 章につき主な規定を紹介する。

#### (1) データと知識の流通促進（第 1 章）

##### ① 公的情報の原則オープンデータ化

フランスにおける政府情報の公開と二次使用については、1978 年情報公開法の改正や EU 法の国内法化により法制度化が進められてきた。2016 年の「国際連合電子政府ランキング」では、フランスは第 10 位に位置している（注 2）。今回の法律によりさらに、公的情報は原則として全てオープンデータとして公開することが義務付けられた。公開対象は、行政文書、データベース、経済・社会・衛生・環境分野のデータ集であり、またアルゴリズム（あるデータや判断を生成するために用いている手法）も含まれる。政府、人口 3,500 人以上の地方公共団体及び公共サービスを請け負う従業員 250 人以上の企業・団体がこの義務を負い、2018 年までに段階的に実現する。一例として、2017 年 1 月から SIRENE（政府が保持する企業情報データベース）が公開され無料で利用に供される。

##### ② 公共的利益を有するデータの利活用

公共サービス（公共交通、水利、廃棄物処理等）、公的補助金、裁判例、エネルギー消費等に関する情報については、官民を問わず「公共的利益を有するデータ」と定義し、その最適な提供と利活用を促進する。

##### ③ 調査研究成果へのアクセス向上

経費の 50%以上を公的資金に依る調査研究について、その研究者はその成果を発表後 6 か月又は 12 か月経過後に公開し二次利用に供することができる。学術論文が民間ベースで

出版され調査研究成果へのアクセスが限定されている状況の改善を目的としている。

## (2) インターネットにおける個人の保護（第2章）

### ① インターネット接続の公平性

インターネットへの接続について、同等の契約においてユーザーによる速度等の格差を設けないことがプロバイダーに義務付けられた。

### ② データの可搬性の保障

ユーザーがプロバイダーを変更する場合、元のプロバイダーのサーバーに蓄積したメール、写真、音楽データ等を容易に移行できる形態で取得できる権利が定められた。

### ③ サイトの誠実性の確保

検索結果のランキングや商品の評価を掲載するサイトの運営者は、評価の根拠となるルール等を明確にし、誠実性・明瞭性・透明性を確保する義務を負う。

### ④ オンライン仲介サービスの規制

下院での修正により通称「Airbnb 条項」と呼ばれる1項が追加され、Airbnb等のオンラインによる民泊の仲介サービスに法制度及び税制上の課題が生じていることから、法的枠組みを規定した。具体的には、人口20万人以上の都市においては、家具付き住居を一時的に貸す場合、あらかじめ所在の市町村に登録しなければならない。また、自宅を年間計120日を超えて貸すことは禁止される。

### ⑤ インターネットにおける個人の権利と保護

個人ユーザーが死亡後に自らのコンテンツを消去又は保存する遺志をあらかじめ表明できる権利、未成年者が自らのコンテンツをより容易・迅速に削除依頼できる権利を法に定めた。また、いわゆるリベンジポルノの刑罰については、2年の拘禁刑及び60,000ユーロ（注3）の罰金へと強化された。

## (3) 全ての人のデジタル国家へのアクセス（第3章）

### ① 障害者のアクセシビリティの向上

公的機関、通信会社、プロバイダー等は、視覚障害者や難聴者の電子サービスへのアクセシビリティを改善する。サイトにより情報提供を行う行政機関には、ウェブコンテンツのアクセシビリティの基準の遵守を徹底するため、基準達成に向けた年度計画の作成と基準達成度のサイトへの表示を義務付けた。

### ② 困窮者へのアクセス保障

インターネットへの接続は現代では公共インフラと位置付けられるため、経済的困窮者に対しては接続料金の不払いが発生してもプロバイダー等は直ちにサービスを停止せず、社会保障により支払可能となるまで接続を保障する。

注（インターネット情報は2016年12月13日現在である。）

(1) Loi n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 pour une République numérique.

(2) UN E-Government Survey 2016 <<https://publicadministration.un.org/egovkb/en-us/Reports/UN-E-Government-Survey-2016>>

(3) 1ユーロは約114円（平成28年12月分報告省令レート）。